

# 委 託 仕 様 書

《委託名》

京都市立芸術大学日常警備業務委託

《契約期間》

平成31年 4月 1日 ～ 平成34年 3月31日

公立大学法人京都市立芸術大学

## 第1 [警備対象施設]

1 名称 京都市立芸術大学（以下、「大学」という。）

所在地 京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

規模 [敷地] 68,601 m<sup>2</sup>

[建物] 中央棟 7,936 m<sup>2</sup>

アトリエ棟 7,726 m<sup>2</sup>

音楽棟 3,061 m<sup>2</sup>

染織・漆工棟 2,067 m<sup>2</sup>

陶磁器棟 1,225 m<sup>2</sup>

彫刻棟 1,482 m<sup>2</sup>

新研究棟 4,605 m<sup>2</sup>

大学会館 2,349 m<sup>2</sup>

講堂 1,588 m<sup>2</sup>

体育館 1,385 m<sup>2</sup>

2 名称 旧京都市立音楽高校（以下、「旧音楽高校」という。）

所在地 京都市西京区大枝沓掛町14番地の26

規模 [敷地] 2,210 m<sup>2</sup>

[建物] 2,427 m<sup>2</sup>

## 第2 [業務日時・体制等]

1 勤務時間及び常駐警備人員

(1) 大学

(平日) 午前0時～午前9時 2名

午前9時～午後5時 1名

午後5時～午前0時 2名

(土・日・祝日及び年末年始※1)

午前0時～午前8時 1名

午前8時～午後9時 2名

午後9時～午前0時 1名

※1 年末年始：12月29日～31日，1月1日～3日

(2) 旧音楽高校

(平日・土・日・祝日 ただし，大学暦の登校禁止日※2は除く。)

午前9時45分～午後6時15分 1名

※2 平成31年度登校禁止日（予定）：12月27日～31日，1月1日～5日，2月23日～26日，3月12日～17日（年度により日が前後する  
場合がある。）

## 2 業務従事者

- (1) 本業務に従事する者は、委託業務内容に関して相当の知識を有するとともに、業務の実施に当たり十分に対応可能な年齢で、かつ心身良好な状態であること。
- (2) 本業務の実施に際しては、常に細心の注意を払うとともに、誠意を持って任務を行うこと。

## 第3 [業務内容及び方法]

### 1 常駐警備

#### (1) 大学正門受付業務

本業務の受託者（以下、「乙」という。）は、以下の業務について、原則1名を常駐させることとし、離席する場合には他の者に対応させること。（1名体制の時間帯で、開門作業時、公立大学法人京都市立芸術大学（以下、「甲」という。）が定める担当部署（以下、「担当部署」という。）からの指示を受けて実施する学内巡回時、及び担当部署への諸連絡時及び火災報知機が反応した場合の点検・対応時を除く。）

- ア 入校者及び入校車両の受付、監視業務
- イ 電話対応及び転送業務
- ウ 執務室等の鍵の保管と受渡し（鍵授受簿の記載等）業務
- エ 正門、南門、西門通用口の開閉（開閉時間については後記）

#### (2) 旧音楽高校受付業務

旧音楽高校の開館時間は午前10時～午後6時とし、乙は、以下の業務を実施すること。

- ア 入校者の受付、監視業務
- イ 電話対応及び転送業務
- ウ 執務室等の鍵の保管と受渡し（鍵授受簿の記載等）業務
- エ 門の開閉

#### (3) 防火管理

- ア 自動火災報知器等による監視
- イ 自動火災報知器の発報時における担当部署への連絡
- ウ 火災発生時の通報及び初期消火活動
- エ 避難者及び消防車等の誘導

#### (4) 不法行為等の防止

- ア 盗難の防止並びに不審者等の発見及び阻止
- イ 不法侵入者並びにその他の不法行為の発見及び阻止
- ウ 危険行為並びに禁止事項行為の発見及び阻止
- エ 事件並びに事故発生時における通報及び応急措置

## 2 巡回警備

乙は、敷地内及び施設内（機械警備稼働中の施設を除く）を巡回及び監視を行うことにより、以下の業務を実施すること。

### (1) 不法行為等の防止

- ア 盗難の防止並びに不審者等の発見及び阻止
- イ 不法侵入者並びにその他の不法行為の発見及び阻止
- ウ 危険行為並びに禁止事項行為の発見及び阻止
- エ 事件並びに事故発生時における通報及び応急措置

### (2) 火災の防止

- ア 火災の予防及び早期発見
- イ 火災発生時の通報及び初期消火活動
- ウ 避難者及び消防車等の誘導

### (3) その他

- ア 建築物、各設備等の破損事故の発見、報告及び応急措置
- イ 窓・扉の施錠、消灯、換気扇・給湯器停止状況の確認
- ウ その他必要に応じて担当部署と協議し決定した事項

## 3 巡回時間

### (1) 大学内

- ア 平日  
午後9時、午前0時、午前3時に巡回を実施すること。
- イ 土・日・祝日及び年末年始  
午前9時から午前12時、午後2時から午後5時、午後6時から午後9時の間で各1回、その他不定期に巡回を実施すること。

### (2) 旧音楽高校内

午後6時の時点で館内を巡回して在館者がいないことを確認の上、戸締りすること。

### (3) 担当部署から指示があった場合

大学内、旧音楽高校内とも、担当部署から指示があった場合には、学内の巡回を行うこと。

## 4 機械警備装置の起動・解除及び起動前の施設巡回確認

乙は、大学内及び旧音楽高校内の機械警備装置が設置されている施設（設置場所については後記）については、以下の業務を実施すること。

- (1) 大学正門受付業務において施設の鍵が返却された場合には、正門警備室内において、該当する施設の機械警備装置を起動させること。ただし、機械警備装置を起動させる前に当該施設内を巡回し、施設内が無人であることを確認し、施錠すること。
- (2) 機械警備装置が稼働している施設について、機械警備装置が異常を感知した場合

には、本業務とは別に機械警備業務を受託した事業者が対応を行うが、機械警備装置を起動させた直後に機械警備装置が感知した場合には、機械警備装置を直ちに解除し、再度施設内を巡回し、確認すること。なお、その際には巡回することについて、機械警備業務受託者に連絡すること。

(3) 鍵を引き渡した場合には、該当する施設の機械警備を即座に解除すること。

## 5 報告

(1) 警備日誌を毎日作成し、平日の午前9時を目処に担当部署へ提出すること。

(2) 警備日誌には、日付、警備責任者、服務者、宿直者、各部署・事務室鍵受領返却時間、各棟施錠時間、機械警備起動及び解除時間、巡回報告、特記事項などを記入すること。

## 6 その他

(1) 火災報知設備の警報受信時には、機械警備稼働中であっても施設内の点検・対応を行うこと。

(2) 異常事態発生時には、各関係機関及び施設管理者への通報・連絡を行うこと。

## 第4 [損害補償]

1 この業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき場合はその限りではない。

2 乙の過失により甲に与えた損害の賠償限度額は、1件につき10億円とする。

## 第5 [委託料の支払い]

委託料は、各年度ごとに均等に分割した年委託料の12分の1を、1箇月ごとに、当該期間の業務完了後に支払うものとする。端数調整が必要な場合は、各年度の最初の月で行う。その他の月は均等払いとする。

## 第6 [一般事項]

1 乙は、甲が定める規則及び関係法令を遵守し、本仕様書に基づき業務を実施すること。

2 乙は、労働安全衛生法及び警備業法を厳守し、業務を実施すること。

3 乙は、業務実施中に知り得た事項について守秘する義務を負う。

4 乙は、業務を行う現場の責任者の氏名等を契約締結後速やかに甲に届け出ること。

5 乙は、契約締結後、速やかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を2部担当部署へ提出すること。

6 乙は、業務の実施に必要な一切の経費を負担するものとする。

7 甲は、業務の実施のために必要な権限を乙に付与すること。

- 8 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### 第7 [警報機器の設置場所]

中央棟，アトリエ1～3号棟，漆工・染織棟，陶芸棟，彫刻棟，音楽棟，講堂，体育館，大学会館，新研究棟，立体工房，陶磁器研究棟，映像スタジオ棟，旧音楽高校校舎

#### 第8 [各門の開閉時間]

|             | 平 日                     | 休 日                |
|-------------|-------------------------|--------------------|
| 大学正門        | 終日開門<br>18:00～6:00 は仮閉門 | 終日閉門               |
| 大学正面<br>通用門 | 終日開門                    | 終日開門               |
| 大学南門        | 開門 (6:00～22:00)         | 開門 (6:00～22:00)    |
| 大学東門        | 終日閉門                    | 終日閉門               |
| 大学東門<br>通用門 | 終日閉門                    | 終日閉門               |
| 大学西門        | 終日閉門                    | 終日閉門               |
| 大学西門<br>通用門 | 開門 (8:30～18:15)         | 開門 (8:30～18:15) ※3 |
| 旧音楽高校<br>正門 | 開門 (9:45～18:15)         | 開門 (9:45～18:15) ※3 |

※3 ただし，大学暦の登校禁止日は閉門とする。